

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(以下「法」という。)、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、資格喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認(限度額適用認定証の申請、返還) (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認(特例対象被保険者の届出) (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 資格確認書等の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返還(再交付申請後)、検認又は更新 (11) 被保険者の氏名変更の届出、世帯変更の届出及び確認 (12) 世帯主の住所変更又は特別の事情に関する届出の受理及び確認 (13) 基準収入額適用申請の受理、確認 (14) 一部負担金減免の申請の受理、証明書の交付 (15) 法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定、更新、認定証の再交付申請の受理、返還(再交付後) (16) 法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請の受理、支給、保険外併用療養費支給の申請、支給 (17) 法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定 (18) 法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給の申請の受理、支給 (19) 療養費の支給申請・特別療養費に係る療養に関する届出・移送費の支給申請の受理 (20) 限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理、認定、交付、更新、返還、再交付申請の受理、再交付、返還(再交付後) (21) 法による特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定 (22) 特定疾病受療証の交付、返還、検認又は更新、再交付申請、返還(再交付後) (23) 法による高額療養費の支給申請の受理、支給 (24) 法による高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給、通知、交付申請の受理、交付 (25) 他の法令による医療に関する給付との調整 (26) 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付 (27) 特別の事情に関する届出の受理及び確認 (28) 一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料の控除の通知 (29) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認、損害賠償請求金の徴収又は収納 (30) 国民健康保険料(税)の賦課・徴収関係(特別徴収)・減免の申請の受理、減免、猶予の申請の受理、納付猶予 (31) 国庫補助等の算定 (32) 修学中の者に関する届出の受理及び確認 (33) 電子資格確認等に関する資格履歴管理、機関別符号の取得等
③システムの名称	国民健康保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 住民税課税支援システム

2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 <電子資格確認等に関する業務> 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第36条 第3項、第113条の3 第1項及び第2項 住民基本台帳法 第30条の9 別表第1 項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、 161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、71、160の項 <電子資格確認等に関する業務> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなく電子資格確認等に関する業務として 機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第36条 第3項、第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当 0466-25-1111(内線3248)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記以外の局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する際は、複数人の確認を行うなど、人為ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	(削除)	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 保険年金課 0466-50-3520	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当 0466-25-1111(内線3248)	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和5年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45の項	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45、121の項	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和5年12月4日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和5年12月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和5年12月4日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、 30、33、39、42、58、62、78、80、87、9 3、97、 106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45、121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、 69、83、87、101、105、125、131、137、141、 145、158、161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、71、160の項	事後	番号利用法の改正に伴う変 更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 8. 人を介在させる作業	新規	十分である	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月11日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記以外の局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する際は、複数人で確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	○全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う変更
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 住民税課税支援システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月6日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法（以下「法」という。）、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険被保険者証の交付 (2) 被保険者証交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、資格喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認（限度額適用認定証の申請、返還） (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認（特例対象被保険者の届出） (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返還（再交付申請後）、検認又は更新	国民健康保険法（以下「法」という。）、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、資格喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認（限度額適用認定証の申請、返還） (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認（特例対象被保険者の届出） (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 資格確認書等・高齢受給者証の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返還（再交付申請後）、検認又は更新	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法（以下「法」という。）、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、資格喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認（限度額適用認定証の申請、返還） (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認（特例対象被保険者の届出） (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 資格確認書等・高齢受給者証の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返還（再交付申請後）、検認又は更新	国民健康保険法（以下「法」という。）、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、資格喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認（限度額適用認定証の申請、返還） (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認（特例対象被保険者の届出） (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 資格確認書等の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返還（再交付申請後）、検認又は更新	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 ＜電子資格確認等に関する業務＞ 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条 国民健康保険法 第36条 第3項、第113条の3 第1項及び第2項 住民基本台帳法 第30条の9 別表第1 項番 73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない
令和8年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、 69、83、87、101、105、125、131、137、141、 145、158、161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、71、160の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連 携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、 69、83、87、111、115、125、131、137、141、 145、158、161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、71、160の項 ＜電子資格確認等に関する業務＞ 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連 携のためではなく電子資格確認等に関する業 務として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第36条 第3項、第113条 の3 第1項及び第2項	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない